#### UCカード「KOREA E Prepaid Card」利用者約款

#### 第1条(目的)

本約款はユーシーカード株式会社(以下「当社」と称します。)が発行する、UCカード「KOREA E Prepaid Card」に関して規定するものです。利用者がカードを利用する場合には本約款が適用されます。

## 第2条(定義)

本約款において使用する語句の定義は、次の通りとします。

1. UCカード「KOREA E Prepaid Card」

当社発行のプリペイドカードで、通貨単位を韓国ウォンとする金銭的価値を電子的データにて記録・管理する前払支払手段をいい、本条第5項に定める加盟店で利用することにより物品の購入またはサービスの提供(以下、物品又はサービスを総称して「商品等」と称します)を受けることができるもの以下「カード」と称します。)

2. カード番号

カードに記載される番号であって、当該カードによる取引を特定するために割り当てられる16桁の数字

3 利田者

カードを正当に保有する方であって、本約款において当社の定める方法でカードを利用する方

4. ロッテカード

韓国国内でのクレジットカード加盟店業務全般を営む韓国法人であるロッテカード株式会社のことを言い、当社が行う カード業務の一部を受託する事業者

5. 加盟店

ロッテカードがクレジットカードの加盟店契約を締結する韓国国内の店舗(但し、一部店舗を除く。)及びロッテカードが提携契約を結ぶ事業者が加盟店契約を締結する韓国国内の店舗並びに当社が指定する店舗等であり、カード利用による支払で商品等の提供を行う事業者

6. 提携販売店

当社からカードの販売事務の委託を受け、利用者にカードを販売する事業者

\* 業務委託先

当社からカードの発行に関する事務又はシステムの委託を受け、当社が利用者に対し発行するカードの発行、残高管理、顧客対応等の業務等を行う事業者

8. eB Card Corporation

韓国国内で前払式支払手段の発行及びそれに付随するサービス全般を提供する事業を営む韓国法人

9. cashbee

eB Card Corporation が発行するプリペイドカードで、予め入金された金額に基づき発行された金銭的価値を電子的データで記録・管理する前払式支払手段

### 第3条(カードの購入と管理)

1.カードの購入は、提携販売店にて、当社指定の方法で行うことができます。但し、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、カードの購入が中止されることがあり、この場合、利用者は異議を述べません。

2. 利用者には、カード購入時に当社所定の発行手数料をお支払いいただきます。

3. 利用者には、カード受領後ただちに当該カードの署名欄に当該利用者自身の署名をしていただきます。

4. カードは、前項に基づき署名欄に署名した利用者本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡もしくは担保に提供するなどの方法によりカードを第三者に利用させることは一切できません。

5. 前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払いは利用者の責任とします。

6. カードの購入後の返品は、原則として受付いたしません。

第4条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、カードの表面に記載した月の末日までとします。

2. 有効期限内におけるカード利用に関しては、有効期限経過後であっても本約款が適用されるものとします。

3. 有効期限後はカードに記録される金銭的価値(以下、「残高」と称します。)の有無にかかわらずカードは無効となり、 残高の払い戻しはしないものとします。

第5条 (カードの利用)

1. 利用者は、加盟店で物品の購入及びサービスの提供(以下、物品の購入及びサービスの提供を総称して「ショッピングサービス」と称します。)を受ける際に、残高の範囲内で、残高を代金の支払いに利用することができます。ただし、一部の商品等については、その代金の支払いには利用できない場合があります。

2. 利用者はカードを提示し、ショッピングサービスを受ける際に加盟店から所定の売上票等に署名を求められた場合、カード上の署名と同じ署名をするものとします。但し、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カードの提示、売上票等への署名にかえて、当社が指定する操作方法を履践することにより、ショッピングサービスを受けることができるものとします。

3. 利用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、カード番号等カード上に記された情報の入力のみを行う方法によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

4. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。

5. 利用者から提示されたカードの残高が商品等の代金に満たない場合は、原則としてショッピングサービスを受けることはできません。ただし、一部の加盟店では、不足額を現金または加盟店の指定する方法により支払うことによりショッピングサービスを受けることができます。

6. 利用者は、換金を目的とするショッピングサービスの利用はできません。

7. 利用者は、追加的にカードに金銭的価値を記録することはできません。

8. 利用者が複数のカードを保有する場合、各カードの残高を1枚のカードに統合することはできません。

9. 利用者は、カード利用により加盟店から購入又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他の利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者と加盟店との間で解決するものとし、当社は、一切の責めを負わないものとします。

10. 当社は、利用者と加盟店との間に生じた問題について、一切の責を負わないものとします。

11. 利用者は、停電又は機械故障等のシステムの不具合、システム保守点検若しくはその他安全管理上やむを得ない事由により、利用者がカードを利用できない場合があること並びにこの場合であっても一切の異議を述べないことを承諾します。

#### 第6条 (加盟店への連絡等)

1.利用者のカード利用に当たっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から業務委託先を通じて、加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

- (イ) 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。
- (ロ) カードの提示者が利用者本人であることを確認する場合があること。
- (^) 第10条に該当する場合、又はそのおそれがある場合に、カードの利用をお断りするよう指示する場合があること。
- (二) 貴金属、金券等の一部商品について、カードの利用を制限させていただくよう指示する場合があること。
- 2. 前項に基づく当社の行為により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも当社および加盟店は一切責任を負いません。

#### 第7条 (カードの残高・利用者履歴の照会)

1. カードの残高は、当社が指定するホームページにおいて当社が指定する方法又は当社が別途指定する方法により確認することができます。

2. カードの利用履歴は、当社が指定するホームページにおいて当社が指定する方法又は当社が別途指定する方法により、購入日から有効期限の到来日までの範囲において確認することができます。但し、ホームページ上で表示することのできる履歴内容・履歴件数は当社が定める範囲に限るものとします。なお、利用者は、当社が利用者に対する利用履歴の開示のために、利用者のカードのご利用状況を加盟店に開示することがあることを予め承諾するものとします。

3. 有効期限を過ぎた利用履歴は、購入日から有効期限到来日までの範囲において確認することができます。

## 第8条(カード利用後の取扱い)

カードの利用により加盟店と取引した後に加盟店との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当 社所定の方法によるものとします。

#### 第9条(カードの利用中止等)

1. 当社および加盟店が次のいずれかに該当すると認定した場合には、利用者に予告することなくカードの利用を全面的にまたは部分的に中止することがあります。

- (イ) カード(利用者の保有か否かを問わない)が偽造、変造されたとき、またはその疑いのあるとき
- (ロ) カード (利用者の保有か否かを問わない) が不正利用されたとき、またはその疑いのあるとき
- (n) 破損、電磁的影響その他の事由によりカードが破壊されもしくはカードの磁気情報が消失したとき、またはカードに関するシステムの障害その他の事由によりカード処理端末等が使用不能となったとき
- (二) カードに関するシステムを管理運用する事業者の休業日、休業時間または保守管理その他の事由により、カード に関するシステムの全部または一部を休止するとき
- (ホ) 利用者によるカードの利用が本約款に違反し、または、違反するおそれのあるとき
- (^) その他やむを得ない事由が生じたとき
- 2. 前項のカードの全部または一部の利用中止により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当社および加盟店は一切責任を負いません。
- 3. 利用者は、カードが偽造、変造されたものであることを知ったときは、カードを利用できません。この場合、利用者は当社に対して当社所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造されたカードを提出するものとします。

## 第10条 (カードの紛失、盗難等)

カードの紛失、盗難その他の事由(偽造、変造等)により未利用の残高が紛失し、または第三者に不正利用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社および加盟店は責任を負わないものとし、返金またはカードの再発行はいたしません。

## 第11条 (カードの再発行)

1. カードやカードの機能を破損した場合は、破損の原因が故意に基づかないことが明らかで、カードの磁気情報、カードに記載されているカード番号が判読可能な場合に限り、当社または業務委託先の判断により、残高を移行させた新しいカードを発行するものとします。この場合であっても、残高の払戻しはいたしません。

2. 前項の場合、当社または業務委託先は新しいカードと交換で旧カードの引渡しを求めることができるものとします。なお、新しいカードの発行にあたっては、カードの図柄および属性は当社または業務委託先が指定するところによるものとし、利用者は異議を述べないものとします。

# 第12条 (残高の払戻し)

1. カードの残高の払戻しはできません。

2. 当社が社会情勢の変化、法令の改廃、その他当社の都合によりカードの取扱いを全面的に廃止する旨、当社が決定した場合は、例外的にカードを保有する方は当社に対してカード残高の払戻しを申し出ることができるものとし、当社は所定の方法により残高を確認したうえで、残高を払戻すものとします。その際、返金後のカードは混乱を避けるため、当社に引渡すものとします。

3. 返金の際は、払戻し実行時において当社が定めるレートによって円に転換したうえで、円貨で払戻すものとします。 4. 当社は、払戻しを求める利用者が正当なカードの所持者であることが確認できない場合又は未利用のカードの残高を確認できない場合は、払戻しの申し出を断ることができます。

## 第13条(利用資格の取消し)

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該利用者のカードの利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず当該利用者に対しカードの利用を中止することができるものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。

(イ) 本約款に違反した場合

(ロ)カードの利用に関し、自らまたは第三者を利用して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を

流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社ならびに提携販売店の信用を毀損し、または当社ならびに提携販売店の業務を妨害した場合

- (ハ) カードが犯罪に利用されているまたは使用された疑いがあると当社ならびに提携販売店が判断した場合
- (二)その他利用者のカードの利用状況等から、カードの利用者として不適格と当社が判断した場合

#### 第14条 (サービスの終了等)

1. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、又は当社の都合等その他の事由により、カードによる代金決済の取扱い(以下「カードサービス」と称します)を全面的に終了することがあり、この場合、当社は、当社ホームページ等で事前に告知します。

2. 利用者は、前項の告知があったときは速やかに、未利用のカード について第12条第2項による払戻しの手続を行います。

## 第15条 (加盟店及び商品等)

1.ロッテカードと加盟店との加盟店契約の締結及び終了等の事由により、加盟店の数が増減することがあります。

2. 当社とロッテカード及び加盟店は、販売または提供にかかる代金についてカードを利用することのできない商品等を 個別に追加、変更することができます。

#### 第16条(特典の取扱い)

1. 利用者は、当社または当社の提携する事業者が提供するカード特典及び付帯サービス(以下「特典」という)を利用することができます。利用者が利用できる特典及びその内容については別途当社から利用者に対し、専用ホームページ上での告知等、当社所定の方法で告知します。

2. 利用者は、特典の利用等に関する規定等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。

3. 利用者は、当社または提携する事業者が必要と認めた場合には、当社または提携する事業者が特典及びその内容を変更することを予め承諾します。

4. 利用者は、第13条の定めに従い利用資格の取消しをされた場合、もしくは、第4条に定める有効期限を経過した場合、特典(利用資格取消前または有効期限経過前に取得済みの特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。第17条(制限責任)

カードサービスを利用することができないことにより利用者に生じた不利益又は損害については、当社はその責任を負いません。

### 第 18 条 (cashbee 機能)

1. カードに付随する cashbee 機能において発行される金銭的価値は、eB Card Corporation が発行するものであり、当社が発行するものではありません。

2. 利用者がカードに付随する cashbee 機能を利用する場合には、cashbee 事業者である eB Card Corporation が定める利用約款に同意し、これに従って利用することを予め承諾します。

3. eB Card Corporation が提供するサービス・商品の品質、性質、価格、宣伝告知などの全ての活動は、eB Card Corporation の書任のもとに行われるものであり、当社がこれを保証するものではありません。

Corporation の責任のもとに行われるものであり、当社がこれを保証するものではありません。
4. 利用者は、自己の判断と責任において eB Card Corporation のサービス・商品を利用するものとし、当社は一切責任

を負わないものとします。 5. eB Card Corporation が提供する cashbee に関する各種条件変更、サービス終了等については、当社は一切責任を 負わないものとします。

6. 当社は、社会情勢の変化、法令の改廃、又は当社の都合等その他の事由により、カードに付随する

cashbee機能の付与を全面的に終了することがあり、この場合、当社は、当社ホームページ等で事前に告知します。

7. 当社は cashbee 残高の返金に関する問い合わせ・返金対応等に関し、一切の関与を致しません。

## 第19条 (個人情報の取扱い)

利用者は、当社が本約款に基づく取引において利用者の個人情報を取得した場合には、本約款に基づく業務を行うために当該個人情報を利用するものとします。また当社が本約款に基づく業務の一部又は全部を委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

### 第20条 (カード利用情報の取得等)

利用者は、当社がカード サービスを運営する上で取得したカードの利用履歴情報が当社に帰属することに同意し、当社がそれらの情報を利用者個人を特定することなく利用すること及び第三者に対してこれらの情報を提供することにあらかじめ同意します。ただし、当該情報が個人情報に該当する場合には、同法及びこれに基づく政令、ガイドライン等並びに当社の社内規程の定めに従い、かかる情報を取り扱うこととします。

## 第21条 (その他承諾事項)

利用者は、利用者が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、利用者が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、利用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

- (4) 暴力団員
- (中) 暴力団準構成員
- (ハ) 総会屋等 (総会屋、会社ゴロ等)
- (二) 社会運動等標ぼうゴロ
- (ホ) 特殊知能暴力集団等
- (^) その他前各号に準じる者

## 第22条 (著作権)

1. 利用者は、権利者の承諾を得ないで、いかなる方法においても自らまたは第三者をして当社が運営するカードのサイト、パンフレット等を通じて提供される情報につき、著作権法で定める利用者個人の私的使用の範囲を超える複製、販売、出版、その他の用途に使用し、権利者の権利を侵害してはならないものとします。

2. 本条に違反して権利者との間での紛議その他第三者との間で問題が発生した場合、利用者は、自己の責任と費用に

おいて当該紛議及び問題を解決するとともに、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

## 第23条(業務委託)

<u>当社は、</u>本約款に基づくカード管理業務について、業務の一部を当社の定める基準により選定した、第三者に業務を委託することができるものとします。

## 第24条(合意管轄裁判所)

利用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

## 第 25 条 (準拠法)

本約款には、日本法が適用されるものとします。

### 第26条(約款の改定並びに承認)

当社は当社の判断において予告無く本約款を変更することができるものとします。当社は本約款の一部もしくは全てを変更する場合は、UC カードホームページ (http://www.uccard.co.jp/) での告知、その他当社所定の方法により利用者にその内容をお知らせいたします。お知らせ後に利用者がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。

以上

#### 附則

本約款は、2015年3月16日から適用します。

#### <カード発行元>

ユーシーカード株式会社

#### 〒135-8601

東京都港区台場 2-3-2 台場フロンティアビル

http://www.uccard.co.jp

<本約款に関するお問い合わせ先>

「KOREA E Prepaid Card」デスク

03-6674-1151

受付時間/9 時~17 時

※サービスは予告なく変更となる場合がございますのでご了承ください。

2015年3月現在